

第2章 関連する法律・計画等及び本計画の位置づけ

本計画は、公共交通に係る法律、上位・関連計画や国・北海道の指針のほか、各市町村が策定している関連計画と整合性を図りながら策定する。

2-1 関連する法律・計画等

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年（2020年）11月27日改正）

| | |
|------|--|
| 法の目的 | 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること |
| 法の概要 | <p>(1) 地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none">○地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成<ul style="list-style-type: none">・「地域公共交通計画」の作成を努力義務化・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等）も計画に位置づけ・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等○地域における協議の促進 <p>(2) 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none">○輸送資源の総動員による移動手段の確保<ul style="list-style-type: none">・維持が困難と見込まれるバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続・過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化・貨客混載に係る手続きの円滑化○既存の公共交通サービスの改善の徹底<ul style="list-style-type: none">・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進 |

(2) 北海道の上位・関連計画・指針

| 計画名・年次 | 計画内容 |
|--|--|
| <p>○北海道総合計画 ~平成 28 年度 (2016 年度) から令和 7 年度 (2025 年度)</p> | <p>■地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ○日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保 ○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり ○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成 ■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成 ○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実 ○高規格道路の整備 ○高速交通体系の形成促進 ○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進 ○交通・物流を担う人材の確保・育成 ○道路網や都市内交通環境の充実 ○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減 ○公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達 ○交通インフラ整備と自動運転やMaaS等との連動 ○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備</p> |
| <p>○北海道交通政策総合指針 ~平成 30 年度 (2018 年度) から令和 12 年度 (2030 年度)</p> | <p>< 令和 2 年度 (2020 年度) までの集中的な施策 (重点戦略) > ①インバウンド加速化戦略 ②国際物流拡大戦略 ③シームレス交通戦略 ④地域を支える人・モノ輸送戦略 ⑤災害に強い交通戦略 < 令和 12 年度 (2030 年度) までの長期的な施策 > ①世界をつなぐ (交流人口の拡大) ②競争と共生 (ストレスのない移動) ・圏域間の交流拡大や連携強化、地域経済の活性化、さらには地域医療の充実など安全・安心な暮らしを守る上で、道内を高速かつ円滑に移動・輸送できる交通ネットワークの形成・充実を図る。 ⇒主な施策： ■交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現 -交通モード間の連携による移動の円滑化 -積極的な交通情報の提供 ③地域を支える (安全・安心な地域社会) ・人口減少や高齢化の進行により、事業者の経営努力だけでは公共交通の存続や配送が困難となる可能性があることから、持続的なネットワークの維持・確保に向け、関係者が連携した取組を進める。 ⇒主な施策： ■まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築 -地域の暮らしを守る生活交通の確保 -公共交通利用の定着化 ■安定した地域交通の確保 -鉄道やバス路線の持続的な維持・確保 -地域の実情に応じたきめ細かな交通サービスの展開 -新幹線の並行在来線への対応 など ④リスクに備える (防災機能の強化)</p> |

| 計画名・年次 | 計画内容 |
|--|---|
| <p>○北海道交通政策総合指針 重点戦略 ～令和3年度（2021年度） から令和7年度（2025年度）</p> | <p><重点戦略の構成> これまで推進してきた5つの戦略に加え、新型コロナウイルス感染症対策と公共交通利用の両立に向けて、各戦略横断的な「ウィズコロナ戦略」を新たに設定するとともに、戦略毎にポストコロナを見据えた取組の方向性を示す。</p> <p>①シームレス交通戦略 地域に合った利便性向上に資する取組を進めるとともに、地域の多様な輸送資源を総動員した地域の足の確保に向けた取組の検討や、公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革、さらには多様な交通モード間の交通結節機能の充実などを図る。 また、公共交通利用者の回復のため、公共交通機関相互が連携する「運輸連合」に向けた検討を進めるなど、利便性が高くストレスのない公共交通の実現をめざす。</p> <p>②地域を支える人・モノ輸送戦略 感染症対策を踏まえた、人・モノ・サービスの一体的・効率的な仕組みの構築を念頭に、地域の暮らしや産業を支える安定的かつ持続的な輸送ネットワークの確保をめざす。</p> <p>③インバウンド加速化戦略（段階的・多角的な誘客戦略）</p> <p>④国際物流拡大戦略 貨物の集積と航空路・航路の充実による国際物流拠点の形成</p> <p>⑤災害に強い交通戦略 災害時等にも安心できる信頼性の高い交通の実現</p> <p>⑥ウィズコロナ戦略 感染症対策と公共交通利用の両立</p> |
| <p>○北海道 新広域道路交通ビジョン・計画 ～令和3年（2021年）から概ね20～30年間</p> | <p>○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化</p> <p>○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築</p> <p>○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化</p> <p>○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化</p> |
| <p>○第2期北海道創生総合戦略 ～令和2年度（2020年度） から令和6年度（2024年度）</p> | <p>○地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、MaaSの展開による交通の利便性向上や、幹線やラストワンマイルでの共同輸送など、地域関係者・交通・物流事業者等と一体となった取組を進める。 ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。 ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。 |
| <p>○新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 ～平成29年度(2017年度) から令和9年度(2027年度)</p> | <p>○地域の特徴を生かした産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内空港への国際航空路線の誘致及び空港機能の強化を図る。 <p>○グローバル化に対応した活力ある社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成を進める。 <p>○持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実を図る。 ・冬期間を含めた道外との安定的な高速交通アクセスを確保する。 |

| 計画名・年次 | 計画内容 |
|---|--|
| ○第 11 次北海道交通安全計画 ~令和 3 年度(2021 年度) から令和 7 年度(2025 年度) | ○公共交通機関等における一層の安全の確保 ・公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善する。 |
| ○第 5 期北海道観光のくにくり行動計画 ~令和 3 年度(2021 年度) から令和 7 年度(2025 年度) | ○観光インフラの強靱化 ・M a a S 等シームレス交通の全道展開 ・鉄道の輸送機能等の充実 ・交通ネットワークの利便性向上に取り組む ・道内観光地間を快適に移動できる二次交通の形成 |
| ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | <p>【釧路圏都市計画（釧路市・釧路町）】 （令和 2 年（2020 年）12 月 15 日決定） <目標年次：令和 12 年（2030 年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路網と都市内幹線道路、港湾及び空港等の拠点と有機的に連絡する道路網及び公共交通機関の機能を活かした地域交通網体系の確立を図る。 ・市民の日常生活の多岐にわたる諸活動を支えるため、交通ネットワークの向上を図るとともに、今後の高齢化社会の進展に対応するため多様な交通手段の確保に努める。 ・釧路市及び釧路町は、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網について、拠点間を結ぶ幹線道路を中心に公共交通を活性化させ、あるいは居住地と拠点を結ぶ路線を維持していくこととし、過度に自動車に頼ることなく、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを進めていることから、本計画と連携して持続可能な公共交通網の形成を図る。 <p>また、複数の路線バスが通過する釧路市の昭和中央、鳥取大通、新橋大通、春湖台、桜ヶ岡及び釧路町の桂木・木場地区については、釧路圏内外の交通結節点として、利用環境の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市は、東北北海道の空の玄関口である釧路空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。 <p>【厚岸都市計画（厚岸町）】 （令和 2 年（2020 年）10 月 30 日決定） <目標年次：令和 12 年（2030 年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚岸町では、町民の生活の足を確保するため、鉄道や路線バス等の交通資源を有効活用しつつ、各地区の特性を踏まえた持続可能な地域公共交通網の再構築に向け「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。 <p>【標茶都市計画（標茶町）】 （令和 2 年（2020 年）10 月 30 日決定） <目標年次：令和 12 年（2030 年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 |

| 計画名・年次 | 計画内容 |
|--------|---|
| | <p>【弟子屈都市計画（弟子屈町）】 （令和2年（2020年）10月30日決定） <目標年次：令和12年（2030年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弟子屈町では、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、インバウンドに対応した公共交通の確保等の検討を行うこととしており、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通広場等における交通結節点の利便性向上及び機能強化に努める。 <p>【白糠都市計画（白糠町）】 （令和2年（2020年）10月30日決定） <目標年次：令和12年（2030年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白糠町では、将来を見据えた町の公共交通を確保・維持するために「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。 ・本区域は、釧路地方の空の玄関口である釧路空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。 <p>【根室都市計画（根室市）】 （令和2年（2020年）10月30日決定） <目標年次：令和12年（2030年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 <p>【中標津都市計画（中標津町）】 （令和2年（2020年）10月30日決定） <目標年次：令和12年（2030年）></p> <p>○交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 ・本区域は、根室地域の空の玄関口である中標津空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。 |

＜参考＞「幹線交通・広域交通・生活圏交通」の3つの階層による
公共交通ネットワークのイメージ

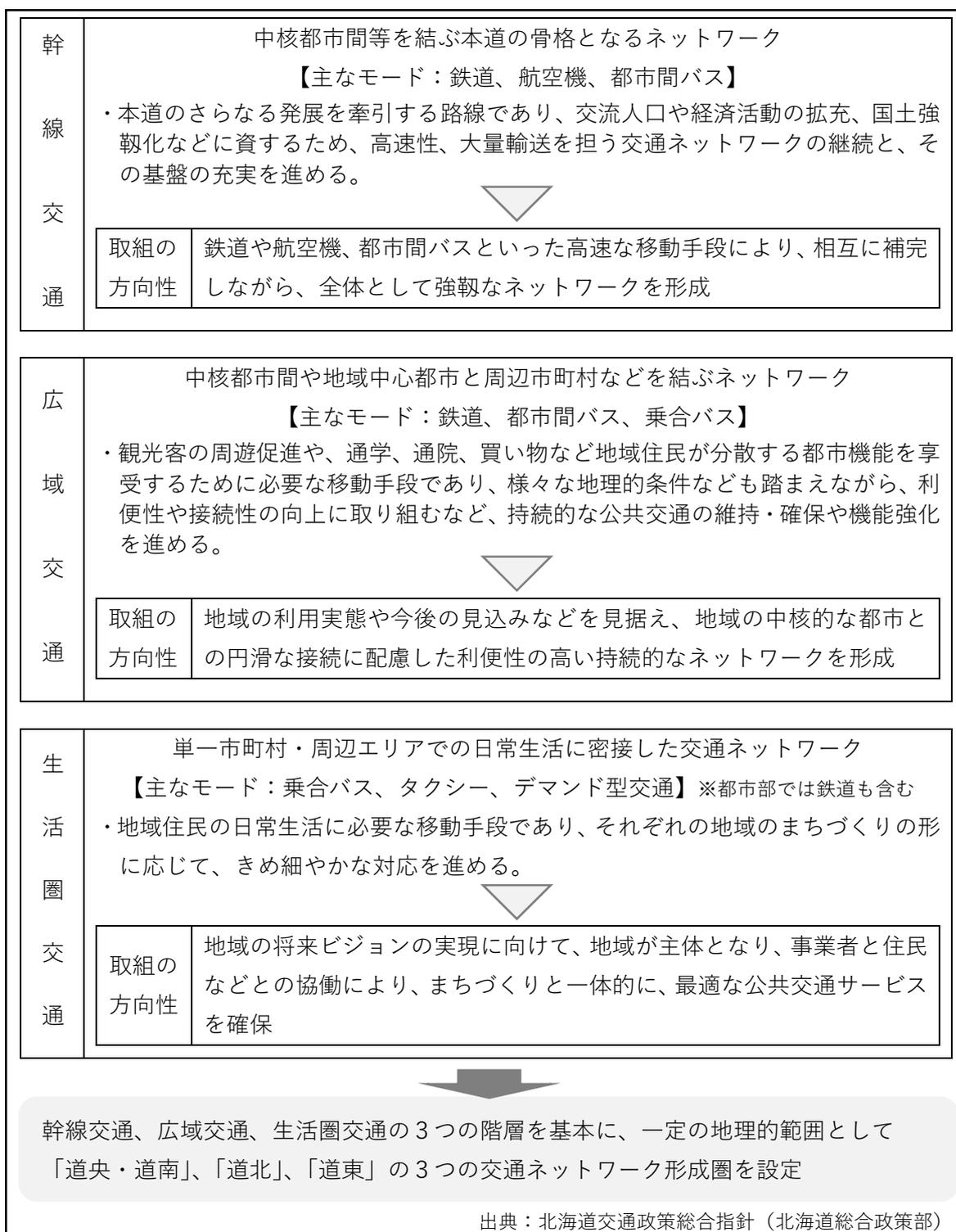


図2-1 北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

(3) 市町村の関連計画

① 総合計画

| 市町村 | 計画名 | 計画期間 | 地域公共交通の位置づけ |
|------|-------------------|--|---|
| 釧路市 | 釧路市まちづくり基本構想 | 平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 9 年度 (2027 年度) | ○すべての人が活躍できるまちづくり ○自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり ●持続可能なまちづくり ・持続可能な公共交通網の形成 |
| 釧路町 | 第 6 次釧路町総合計画 | 令和 4 年度 (2022 年度) ~令和 13 年度 (2031 年度) | ○誰もが快適で安全・安心に暮らせるまち ●地域公共交通の推進 ・地域の特性に応じた地域公共交通の構築 ・地域公共交通の維持・確保 |
| 厚岸町 | 第 6 期厚岸町総合計画 | 令和 2 年度 (2020 年度) ~令和 11 年度 (2029 年度) | ○自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち ●道路・公共交通 ・鉄道輸送の充実 ・バス輸送の充実 ・夜間における交通手段の確保 ・地域公共交通の担い手の確保 |
| 浜中町 | 第 6 期浜中町まちづくり総合計画 | 令和 2 年度 (2020 年度) ~令和 11 年度 (2029 年度) | ○自然を守り未来につながる住みよいまちづくり ●道路・交通網の整備 ・公共交通網の整備 |
| 標茶町 | 標茶町第 5 期総合計画 | 令和 3 年度 (2021 年度) ~令和 12 年度 (2030 年度) | ○みんなが安心して暮らせるまち ●道路・交通・情報通信 ・JR 釧網本線の維持・存続に努めるとともに、住民のニーズにあった公共交通などのあり方について検討を続ける |
| 弟子屈町 | 第 6 次弟子屈町総合計画 | 令和 4 年度 (2022 年度) ~令和 11 年度 (2029 年度) | ○環境と共生する基盤の整備 ●公共交通の維持 ・バス路線の維持に努めるとともに、新たな公共交通の確立に取り組む ・JR 釧網本線維持活性化沿線協議会との連携により、路線維持に向けた取組を継続・強化 |
| 鶴居村 | 第 5 次鶴居村総合計画 | 平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 9 年度 (2027 年度) | ○ともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり ●高齢者福祉 ・移動支援の充実 ○安心安全で快適に暮らせるむらづくり ●道路・公共交通 ・バス路線の維持 ・地域公共交通の在り方の検討 |
| 白糠町 | 第 8 次白糠町総合計画 | 平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 9 年度 (2027 年度) | ○機能的で魅力ある基盤づくり~生活基盤分野 ●道路・交通ネットワークの整備 ・公共交通機関との連携を図り、住民の生活交通の確保・維持と効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを形成 |
| 根室市 | 第 9 期根室市総合計画 | 平成 27 年度 (2015 年度) ~令和 6 年度 (2024 年度) | ○安全・安心に暮らせる都市基盤の充実したまち ●地域交通の維持確保 ・持続可能な市内公共交通体系の維持確保 ・交通ネットワークの充実など広域的な公共交通の維持確保 ・公共交通の利用促進による交通事業者の経営基盤強化 |

| 市町村 | 計画名 | 計画期間 | 地域公共交通の位置づけ |
|------|-----------------------|---|---|
| 別海町 | 第7次別海町総合計画 | 平成31年度 (2019年度) ~令和10年度 (2028年度) | ○安全に、安心して住み続けられるまち ●道路・交通網の整備 ・公共交通機関の充実 |
| 中標津町 | 第7期中標津町総合計画 | 令和3年度 (2021年度) ~令和12年度 (2030年度) | ○住みやすいまちづくり ●道路・交通網の充実 ・地域公共交通の効率的・効果的な運行体制の推進の検討 |
| 標津町 | 令和5年度 (2023年度)策定予定 | | |
| 羅臼町 | 羅臼町第7期総合計画 | 平成28年度 (2016年度) ~令和5年度 (2023年度) | ○高齢者福祉の充実 ・安定した交通手段の整備 |

② 地域公共交通網形成計画

(令和2年(2020年)6月の一部改正前の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通に関する計画)

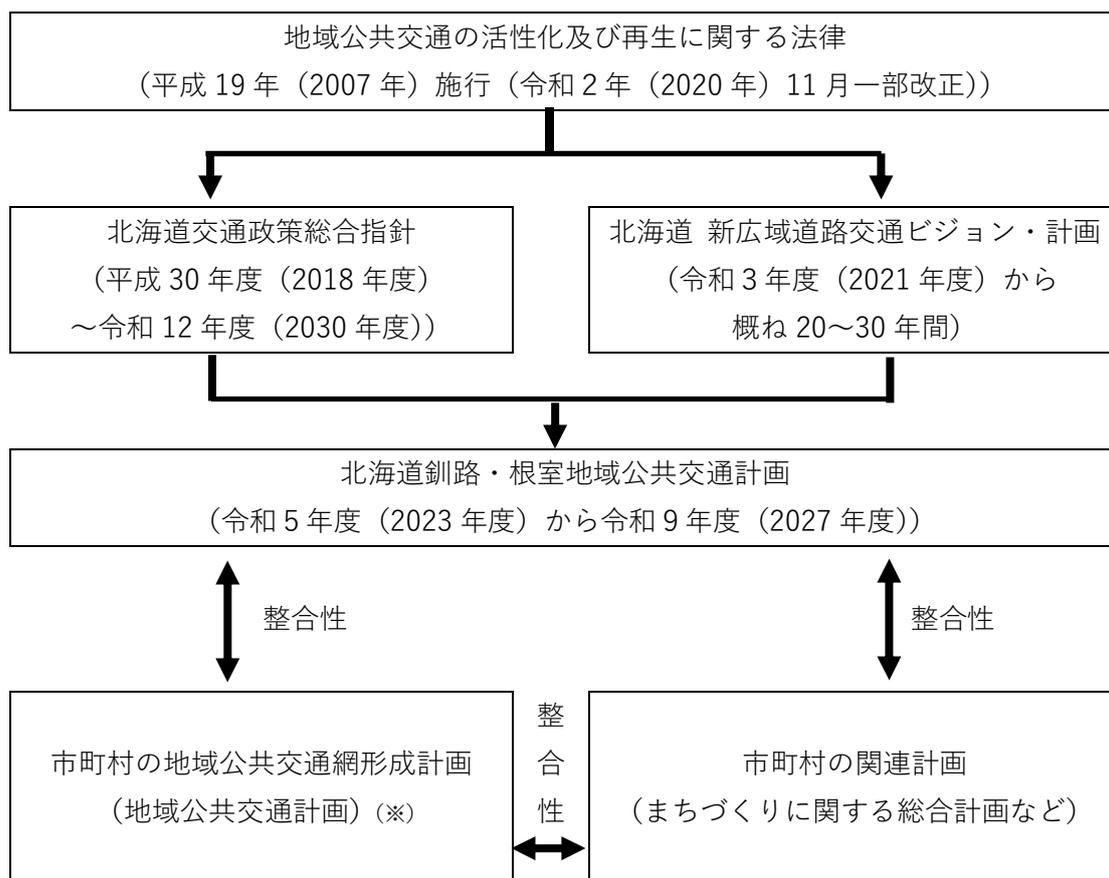
| 市町村 | 計画名 | 計画期間 | 地域公共交通に関する基本方針等 |
|-----|-----------------|-------------------------------|---|
| 釧路市 | 釧路市地域公共交通網形成計画 | 平成29年度(2017年度)~平成38年度(2026年度) | <p>【基本理念】 交通まちづくりにより、まち・ひと・くらしがつながり誰もが利用したくなる公共交通網の形成</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内拠点を中心とした公共交通軸の活性化と乗換拠点の機能強化による持続可能な公共交通網の形成 ②迷わず乗れる、快適に乗れる公共交通の利用環境整備 ③公共交通と関わる意識の醸成及び機会の創出 ④交通不便地域における効率的で利便性の高い生活交通の確保 ⑤釧路圏域の交流・連携を支える広域公共交通軸の確保 |
| | 釧路市地域公共交通再編実施計画 | 令和元年(2019年)9月策定 | <p>【地域公共交通網再編の目標】 市内の都市拠点を結ぶ公共交通軸の強化と乗換拠点の充実を図り、将来に渡って持続する公共交通網を形成する</p> |
| 釧路町 | 釧路町地域公共交通網形成計画 | 平成30年度(2018年度)~平成34年度(2022年度) | <p>【基本方針】 町民の生活移動を支援し、まち・ひとの交流を促進する利便性の高い交通ネットワークの構築</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①広域幹線を含めた公共交通による生活拠点軸の構築 ②町民の移動手段確保に向けた地域公共交通網の形成 ③町民の公共交通に対する意識啓発を促す利用促進策の展開 ④持続的・安定的な維持確保に向けた移動・交流施策の適正化 |
| 厚岸町 | 厚岸町地域公共交通網形成計画 | 平成30年度(2018年度)~平成34年度(2022年度) | <p>【基本理念】 生き生きと安心して暮らせる地域公共交通ネットワークの構築</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町民が安心して暮らし続けられる生活交通の確保 ②広域的な移動を支援する基幹交通の維持 ③交流拠点(交通結節点)の創出による公共交通ネットワークの構築 ④高齢者及び障がい者などに配慮した移動支援施策の充実 ⑤町民をはじめ、観光客などにもわかりやすい利用促進施策の展開 |

| 市町村 | 計画名 | 計画期間 | 地域公共交通に関する基本方針等 |
|------|-----------------|------------------------------|---|
| 浜中町 | 浜中町地域公共交通網形成計画 | 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) | <p>【基本理念】 町民誰もが安心・安全に住み続けられ、町内への来訪者との交流にも資する公共交通網の構築</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①JR 花咲線や都市間バス、霧多布厚岸線と連携した広域生活移動の支援 ②町内公共交通の利便性向上に資する公共交通網の構築 ③町民や観光客などを対象とした鉄道も含めた公共交通の利用を促す利用促進策の展開 |
| 弟子屈町 | 弟子屈町地域公共交通網形成計画 | 令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度) | <p>【基本方針】 環境にやさしく、生活交通と観光交通が一体となった地域公共交通体系の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住み慣れた地域に暮らし続けることができる移動手段の確保 ②観光やまちづくりと連携した地域公共交通の活性化 ③地域公共交通利用促進・活性化に向けた情報発信等の強化 |
| 鶴居村 | 鶴居村地域公共交通網形成計画 | 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) | <p>【基本方針】 鶴居村に安心して暮らし続けられる公共交通体系の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民ニーズに応じた路線バス網の再編 ②村内における移動手段の充実 ③公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上 |
| 白糠町 | 白糠町地域公共交通網形成計画 | 平成29年度(2017年度)～令和5年度(2023年度) | <p>【基本理念】 人の交流による活性化を導く機能的で魅力ある生活交通づくり</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市街地における利便性の高い生活交通の形成 ②山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保 ③地域が守り育て、将来につなぐ公共交通としての意識の醸成 ④広域的な移動を支援する基幹交通の維持 |

2-2 本計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ及び上位計画等との関係

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定される地域公共交通計画として策定する。また、「2-1 関連する法律・計画等」の内容等と本計画の関係は次のとおり。



(※) 法改正に伴う計画策定の努力義務化を受け、市町村等において単独で作成する計画

図2-2 地域公共交通計画の位置づけ

(2) 本地域における公共交通の位置づけ

「2-1 関連する法律・計画等」の内容を踏まえた本地域における公共交通の位置づけ及び該当する公共交通を以下のとおりとする。

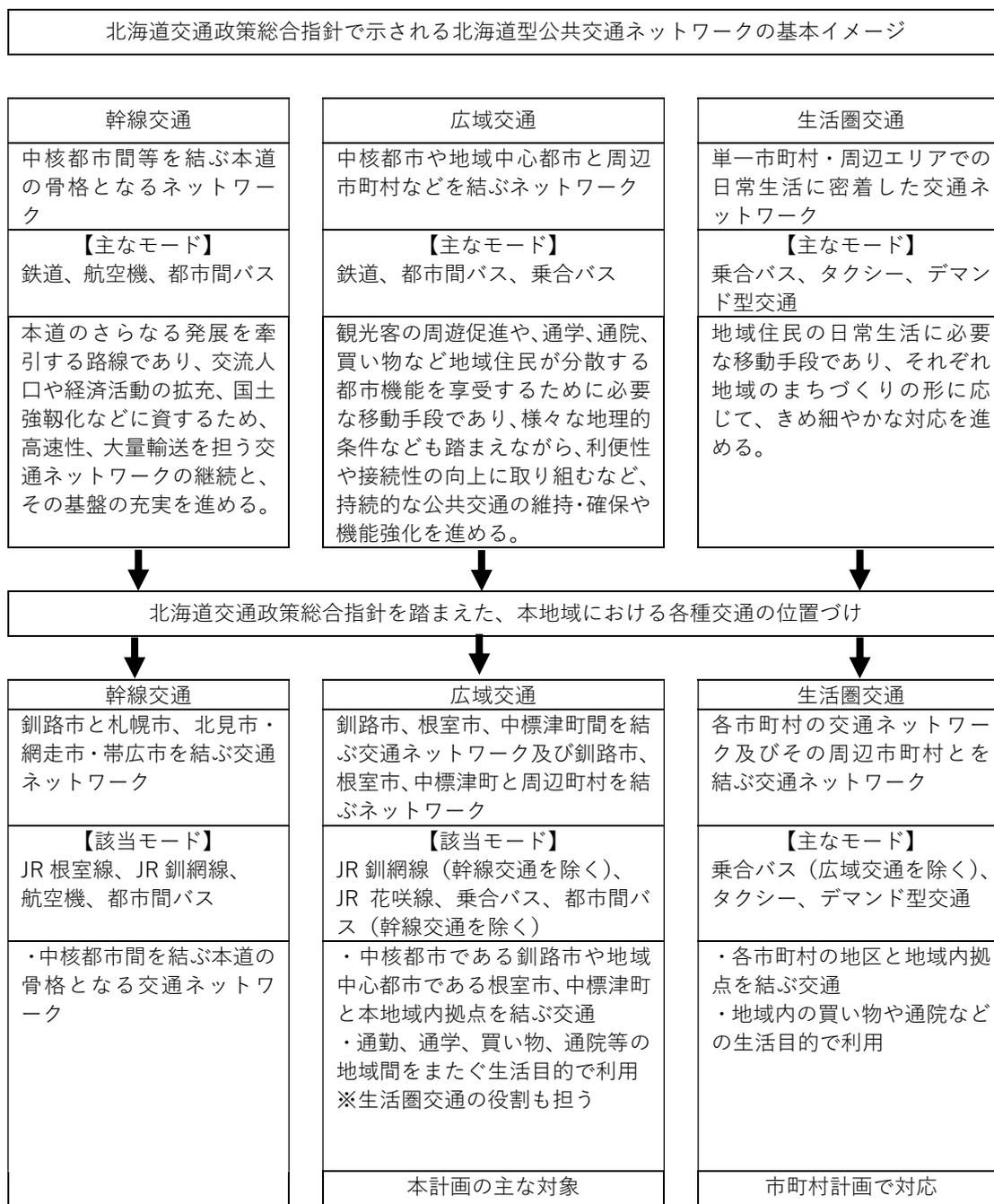


図 2-3 本地域における公共交通の位置づけ及び該当する公共交通